

税関における知的財産権の保護

辻 千 晶 (弁護士)

1 知的財産権に関する法律

特許権などの権利は、これまで、法律学の分類上、無体財産権、工業所有権（特に特許）などと呼ばれていた。2002年12月4日に知的財産基本法（法律第122号）が制定され（施行は2003年3月1日）、法律上「知的財産権」という呼び方に統一された。同法は、知的財産権を以下の通り定義する。

第2条2項 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう

各権利の内容とその法律は以下の通り。

特許権：特許法。物の発明・方法の発明。要登録

実用新案権：実用新案法。考案。要登録

育成者権：種苗法。植物の新品種。要登録

意匠権：意匠法。design。要登録

著作権：著作権法。著作物、人間の創造的活動によって生み出されるもの。登録不要。

商標権：商標法。trademark, service mark その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの。要登録。

不正競争防止法：営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の

情報の保護、その他、上記法律に当てはまらない知的財産権に関する free ride を規制する法律。民法の不法行為の特別法。

以下、特許権、意匠権、著作権、商標権について述べる。

2 権利保護のための制度

権利侵害者に対し、具体的にどのようなことができるか。基本的には、他人が自分の自動車を盗んだ場合、自分の家に勝手に住み着いた場合と同じ。民事訴訟を起こして「物件を返せ、出て行け」「損害金払え」という判決をもらう、刑事告訴をして、懲役、罰金の処罰をしてもらう。

さらに、輸入品に関しては、税関における知的財産権侵害物品の取締まりという行政処分がある。

(1) 民事裁判

どのような請求権が認められているのか。民事手続きの救済としては基本的に以下の2つがある。

- ① 差し止め請求：無断使用（製造、販売、頒布、輸入等）してはならない。頒布済みの物を回収せよ。廃棄せよ。など
- ② 不当利得請求、損害賠償請求：本来権利者が取得するはずであった金、権利者に生じた損害の金を払え。

侵害者が任意にこれに応じない場合の救済方法、救済制度は…

〈通常訴訟〉（民事訴訟法）

まずは、通常の民事訴訟がある。手続きは、他の訴訟と同じく、民事訴訟法に従う。権利者が原告として差止請求、金銭請求の訴訟を起こす。管轄についてだけ特別な定めがあり、一審は、東京か大阪の地方裁判所、控訴審は東京高裁に集中。

ただ、通常の訴訟なので、判決までに時間がかかる。半年、1年、控訴まで

入れれば2、3年はかかる。判決が確定するまでは、侵害行為をストップさせることはできない。権利者としては、「一刻でも早く差し止めたい。」「今日もどんどん売れている。侵害者は全部売って莫大な利益を手にしてそれを全部隠してしまったり使ってしまったら、判決で勝っても何もとれない。今すぐ、何とかしたい。」と思っている。

〈仮処分〉（民事保全法）

それを実現するのが仮処分。製造販売等の中止を求める「仮の地位を求める仮処分」である。手続きは民事保全法。申し立てる場所は、やはり東京地裁か大阪地裁。訴訟と同じく知的財産法専門の裁判官が担当する。通常は、1ヶ月程度で判断が出る。差し止めの仮処分が発令される場合には、権利者は保証金を供託しなければならない。スピード審理がなされ、本来の訴訟の場で後でじっくり審理した結果、違った結論がでることもあるので、そのときに相手方に生じる損害を担保するために保証金を供託する（国に預ける）のである。後で仮処分が正しかったと認められた場合には、保証金は返してもらえる。

(2) 刑事裁判

特許法、意匠法、著作権法、商標法にそれぞれ罰則規定がある。権利を侵害したものは、懲役、罰金。

この刑罰を求めるのは、告訴。手続きは刑事訴訟法。刑事手続きなので、侵害者の逮捕・勾留、捜索・押収など強制捜査もできるが、これは極めて明白でかつ悪質な場合に限られる。

(3) 行政処分（関税定率法）

輸入品に関しては、権利者は知的財産権の侵害物品について、輸入差止（税関の行政処分）を求めることができる。

根拠は関税定率法という関税の税率などの関税制度に関する法律。

第21条（輸入禁制品）の定めがある。

- ① 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤
- ② けん銃、小銃、機関銃
- ③ 偽造貨幣、偽造銀行券紙幣
- ④ わいせつ文書 (pornography)
- ⑤ 特許権、意匠権、商標権、著作権等を侵害する物品

これらの輸入禁制品を発見した場合、税関長は、没収して廃棄、積戻しなどを命ずることができる。

ただ、①～④は貨物を見ればすぐにわかる（一目瞭然である）が、⑤については、侵害するかどうか簡単にわからないものがある。その判断をするのが「認定手続き」という手続き。①～④は、誰の申立がなくても、税関長が職権で判断して処分するが、⑤について行われる「認定手続き」は、権利者の申立ある物に限定して行われる。

3 輸入差止・認定手続き

権利者からの「輸入差止情報提供」により、税関が水際での取締りを行うもの。

(1) 輸入差止申立制度とは

輸入差止申立てとは、特許権、意匠権、商標権、著作権等を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差止め、認定手続きを執るべきことを申し立てる制度。例えば、商標権侵害物品について言えば、商標権者は、予めその商標 (trademark。時計の Rolex、ハンドバッグの LOUIS VUITTON など) を予め税関に知らせておき、さらに真偽の識別ポイント資料 (真正商品と侵害物品を識別することができるサンプル、写真、図解したものその他識別方法を明記した資料) を税関に提出する。

(2) 認定手続きとは

知的財産権侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言う。その侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きが「認定手続き」。

(3) 認定手続きの一般的な流れ

- ① 輸入申告貨物又は国際郵便物で提示されたもののうち、税関で検査を実施し、(知的財産権侵害疑義物品を発見した場合に犯則調査を行わないものについては) 知的財産権侵害物品に該当するか否かの認定手続きを開始する。
- ② 認定手続きを開始した場合、権利者、輸入者双方に「認定手続開始通知書」を交付し、通知する。この際に、権利者には輸入者、仕出人及び生産者を、また、輸入者には、権利者を通知する。
- ③ 「認定手続開始通知書」の日付の日の翌日から起算して10日以内に、権利者、輸入者双方が、当該疑義貨物について、意見・証拠を税関に提出する。輸入差止申立てを行っている権利者及び輸入者については、当該疑義貨物を点検することができる。なお輸入者は、権利者と争わず、当該疑義貨物を滅却、廃棄、任意放棄、積戻し、輸入同意書の取得、切除等の修正などのいわゆる「自発的処理」を行うことができる。輸入同意書の取得、切除等の修正の場合は非該当認定を行い、輸入許可され、その他の「自発的処理」の場合には、認定手続きを取りやめる。
- ④ 権利者の意見・証拠等については、輸入者に開示できる範囲で開示し、輸入者の意見・証拠等についても同様に権利者に開示し、双方から反論を求める。その内容に基づき、税関において当該疑義貨物が侵害品に該当するか否かの認定を行う。認定については、1ヶ月以内を目途に行う。
- ⑤ 認定結果については、「認定通知書」を権利者、輸入者双方に交付し、通知する。
→ 非該当認定の場合は、輸入許可される。

- 該当認定の場合は、(異議申立てができる期間2ヶ月を経過し、かつ、輸入者による自発的処理がなされない場合)、税関で当該侵害品の没収を行い、処分する。

(4) 金銭の支払いが必要になる場合

□供託制度

輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続きを執った後において、申立人と輸入者の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合等で、輸入者への損害の賠償を担保するために必要があると認められるときに、税関が申立人に対し金銭等の供託命令を行う制度。

□通関解放制度 (特許権、実用新案権、意匠権だけ)

特許権、実用新案権、意匠権の権利者が申立人である場合で、認定手続きを執られた際に、輸入者は当該認定手続きが執られている間に限り、認定手続の取りやめを求めることができる。その場合税関長は、当該認定手続きに係る貨物が輸入されることにより申立権者が被るおそれがある損害の賠償を担保するための相当額(ライセンス料に金額、あるいは物品の価格の20%程度)の金銭(通関解放金)を供託する旨を命ずることができ、通関解放金の供託を確認のうえ、認定手続きを取りやめる制度。

4 輸入差止・認定手続きの効果

権利者は、侵害物品の輸入を税関で阻止できる。裁判を起す必要もない。侵害品を見つけてその場で権利を実現するようなもの。通常は、侵害品を船上で見つけても、(犯罪になることが明らかな悪質な場合を除いて)輸入禁止の民事裁判(訴訟あるいは仮処分)を提起して裁判所の判断を待つしかない。しかし、認定手続きの場合、見つけたらその場で通関を阻止できる、裁判をしないうで判決と同じことが即時に実現できる極めて強力で効果的な制度である。

5 問題点

上記のような即効性のある強力な制度であるが、反面、以下のような危険性、問題点がある。

(1) 季節物、期間限定品など

一ヶ月程度税関で止められることになるので、季節物（夏物衣料など）や売れる期間が限られている物（例えばアテネオリンピック等の大きなスポーツイベントを目指したプラズマテレビ、クリスマス商戦を目指した玩具）など、認定手続きが始まるだけで事実上輸入差止したのと同じような効果が生じる。

反面、輸入者にとっては、真正品を輸入したとしても疑いをかけられて認定手続きが開始されると、それだけで大変な迷惑を被ることになる。季節物やイベント向けの商品などは、最終的に輸入許可になっても一ヶ月後に通関したのでは全然売れなくなってしまふ。

(2) 特許権侵害品など識別の困難な物

従来、輸入差止申立制度の対象となっていたのは、商標権、著作権だけであったが、2003年の改正で、これに特許権、意匠権が加わった。商標権侵害品（偽ブランド）や著作権侵害品（海賊版）については、識別が容易。特許庁の担当者でなくても、裁判官でなくても、侵害品かどうか判断できる。しかし、特許権の侵害品の判断は難しい。さらに上記(1)の期間限定品の問題も加わると、輸入者に回復しがたい損害が生じる場合がある（富士通対サムソン電子、プラズマテレビの例）。税関が輸入差止を慎重に運用していれば良いが、積極的に安易に運用するようになるとその歯止めの制度が不十分。知的財産調査官という専門スタッフもいるが、所詮裁判官とは異なる。裁判官でない者が裁判官と同じような強力な武器を手にすることになり、濫用の不安がある。以上

海關上的智慧財產權的保護

山梨學院大學法學研究戶教授（民法、智慧財產權法）

律師 辻 千晶

1. 關於智慧財產權的法律

專利權等的權利，到現在為止，在法學上的分類被叫做無體財產權，工業戶有權（特別是專利）等。在2002年12月4日智慧財產權基本法（法律第122號）被制定（施行日期在2003年3月1日），法律上則被統一叫做「智慧財產權」的稱呼法。同法把智慧財產權，由下的定義。

第2條第2項，戶謂的「智慧財產權」是叫做關於專利權，實用新案權、育成者權、設計權、版權、商標權和其他智慧財由法令來訂定的權利或者是關係到受法律上保權的權利。

各個權利的內容及其法律如下

專利權、專利法。東西的發明，方法的發明，要申請註冊實用新案權：實用新案法。新的方案、要申請註冊育成者權：種苗法。植物新品種。要申請註冊設計權：設計法。Design 要申請註冊

版權：版權、作者，依人們的創造性的活動而衍生出的東西、不要申請註冊商標法：商標法、trademark，service mark 被用於其他業活動或者是表示服務之類的東西，要註冊。

防止不正常競爭法：對於公司機密和其商業活動有用的技術或者是商業活動上資訊的保密，其他，限制有關不包含上面戶說法律的智慧財產權的 free ride 的法律，民法上不法行爲的特別法。

以下，是關於專利權、設計權、版權、商標權而加以敘述。

2. 爲了保護權利的制度

對於侵害權利者，具體地說能夠採取什麼樣子的措施呢？基本來說，他人偷了

自己汽車の場合，與隨便住進自己的房子是一樣地。於是興起民事訴訟而且接受「要歸還物品，要趕出門」「要付賠償金」，且還接受判刑，罰金的處罰。而且，關於輸入品，在海關有戶謂的侵犯智慧財產權物品的取締。

(1) 民事裁判

什麼樣子的請權會被承認的。做爲民事手續的救濟方式，基本上有如下 2 點

①請求禁止：沒有許可就禁止使用（製造、販賣、頒布、進口等），要回收頒布完的東西，要廢棄等。

②請求不當的利益，請求損害賠償：要賠償本來權利者應取得的金錢，和給權利者戶帶來的損害。

侵權者沒有任意配合此場合的救濟方法，救濟制度是

〈通常 訴訟〉（民事訴訟法）

首先是有通常的民事訴訟。手續與其他訴訟同樣地，遵照民事訴訟法。有權者做爲原告，起請求禁止，請求金錢的訴訟，僅僅關於管轄權，有特別的規定，一審在東京或大阪的地方法院，控訴審判集中在東京高等法院。

但是，由於是通常的訴訟，到判決時間要花時間，半年，1 年，算入控訴時間，要花 3 年，判決到確定止，不能讓侵害行爲停止。做爲權利者，一直都在想「即使是一分、一秒也是在想快一點禁止」「現在也一直在大賣，侵害者全部賣完，獲得很多利益，把全部的利益隱藏起來或是是花費完畢，即使判決勝訴什麼也得不到。現在立刻，給我們想儘辦法。

〈假處分〉（民事保全法）

實現此的就是假處分，請求中止製造販賣等「請求假的地位的假處分」。手續是根據民事保全法，提出訴訟場戶仍舊是東京地方法院或者是大阪地方法院。與訴訟同樣地由專門智慧財產權法的裁判官來擔任，進常是一個月程度，就能得出結論。禁止的假處分被發出命令的場合，權利者必須提出保證金。由於快速地被審理，在本來訴訟的場戶審慎地審理出來結果也有現在不同的結論，因此，那時爲了擔保給對方生出的損害而有預託保證金（預交給國家）。而後被認

定假處分是對の場合，保證金就歸還給權利者

(2) 刑事裁判

在專利權法，設計權法、著作權法、商標權法，有規定各自的罰則。侵害權利要受到判刑、罰金。

要求此刑罰，是以告訴乃論。手續是依刑事訴訟法，由於是刑事手續，也能夠做侵權者的逮捕、扣留、搜索、押收等的強制搜索。這是只限於極為明顯且惡性的場合。

(3) 行政處分（海關定率法）

關於進口物，權利者關於侵犯智慧財產權的東西，可以要求禁止進口（海關的行政處分）。

根據是關於叫做海關定率法的海關稅率等關稅制度

有第21條（進口禁止物）的定規

- ①麻藥、大麻、鴉片、興奮劑
- ②手槍、小槍、機關槍
- ③偽造貨幣、偽造銀行証券、紙幣
- ④猥褻文書 (pornography)
- ⑤侵害專利權、設計權、商標權、版權等的物品

發現這些禁止進口物的場合，海關局長可以命令要沒收廢棄、送還等。

但是，①－④是看到物品立刻知道（一目瞭然），關於⑤是說明不能簡單判斷是否有侵害。判斷此種情況財是依據有叫做「認定手續」的手續。①－④是誰不必提出控訴，海關局長藉著職權做判斷來決定處分，關於⑤戶做的認定手續，只限定於權利者戶控訴的東西而執行。

3. 禁止進口，認定手續

依據從權利者的「提供禁止進口資訊」，海關在岸邊做取締行動

(1) 戶謂禁止進口控訴制度

戶謂禁止進口控訴制度，擁有專利權、設計權、商標權、版權的人，認定侵害

自己権利の貨物戸即將進口的場合，對海關局長，控訴禁止進該當貨物，應該執行認定手續的制度。舉例而言，關於侵害商標權的物品，商標戶有權者，再次通知海關預先的商標(trademark)手錶的Rolex，皮包的LOUIS、VUITTON，且辨別真假的識別重點明白記入能夠識別真正商品和冒牌貨的樣品，照片、圖解的其他識別方法向海關提出。

(2) 戶謂的認定手續

把認為該當侵害智慧財產權物品說是「侵害疑義物品」。關於侵害疑義物品，為了認定是否該當侵害物品的手續就是「認定手續」。

(3) 認定手續的一般流程

①以進口申報貨物或者是國際包裹而提示的東西當中，在海關實施檢查(是關於在發現有疑似侵害智慧財產權的物品時不做調查犯則)開始做是否該當違害智慧財產權物品的認定手續。

②開始做認定手續の場合，交給並通知權利者、進口者受雙「開始認定手續通知書」，這時，權利者通知進口業者，做出人，及生產，而且進口業者向權利者通知。

③從「開始認定手續通知書」的郵戳翌日十天以內，權利者和進口業者雙方向海關提出有關當該疑似貨品的意見證據。關於提出禁止進口權利者及進業者，能夠檢查該當疑似貨物。而且，進口業者不和權利者相爭，而可以做消毀、廢棄、任意丟棄，退回該當疑義貨物修正已經取得或切除進口同意書等戶謂的「自發性的處理」。進口同意書的取得，切除等修正場合，而做非認定的動作，關於被許可進口，其他，取消認定手續。

④關於權利者意見，證據，對進口業者在能公開的範圍內公開，關於進口業者也同樣地公開給權利者，而各自要求各自的反論，基於其內容，在海關來做認定是否有該當疑義貨品是否為侵害品，關於認定，以1個月內為目標。

⑤關於認定結果，把「認定通知書」交給並通知權利者進口業者。

▶不是該當認定的場合就被允許進口。

▶被認定為該當の場合，(經過能夠提出異議的2個月，而且進口業者不能自

願性地去處理の場合)，海關就沒收，處分該當侵權貨品。

(4) 有必要賠償金錢の場合

□保証金制度

關於因被訟訴為禁止進口的侵害疑似品，在執行認定手續之後，提訴人和進口業者之間的主張相對立，關於該當物品難以認定是否為侵害物品情況等，為了擔保向進口業者的損害償被認定為有必要時，海關對於控訴者，戶做的交付保証金制度。

□進關解放制度（限定為專利權、實用新方案權、設計權）

專利權、實用新方案權、設計權的權利者是提訴人的情況在執行認定手續時，進口等者只限定於在執行當該認定手續期間，能夠請求停止認定手續。那種情況海關局長能夠命令，交出關係到該當認定手續有關的進口貨品，為了擔保控訴者遭受損害賠償金額（在執照費是金錢，或者是物品價格的20%程度），在確認出有交出通關解放金之後就停止認定手續的制度。

4. 禁止進口，認定手續的效果

對於權利者，在海關能夠阻止侵害的物品的進口，也沒有發起裁判的必要。是發現侵害物品像是當場實現權利的東西。通常，即使在船上發現侵害物品（除了成為惡劣且是犯罪的東西之外），提起禁止進口的民事訴訟（訴訟或是假處分）只有等待法院的判斷。但是，在認定手續の場合，一發現到就能當場阻止通過海關，不用裁判而能夠立即實現與裁判同等的效果是極為有效的制度。

5. 問題點

以上戶說的是極為有即時性的有效制度，相反地，也有以下的危險性，問題點

(1) 季節性的東西，期間限定的東西等

由於是在一個月左右在海關就被阻止，季節性東西（是天衣料等）和限定於暢銷期間的東西（例如雅典奧林匹克運動會電漿電視，聖誕夜的玩具）等，僅僅就開始認定手續等於是能夠提高與實際上禁止進口同樣地效果。

反之，對進口業者而言，即使當做進口真品被懷疑而被開始執行認定手續，僅僅此就會遭受非常大麻煩適合季節性東西或是奧林匹克商品等，即使是最後允

許進口一ヶ月後可以通關但是東西全部就賣不出去。

(2) 侵害專利權東西等難以區別的東西

到現在為止，成爲禁止進口的控訴的對象，是僅僅限於商標權、版權這些東西。2003年的修改，再加上專利權、設計權，關於侵害商標權的東西(品)和侵害版權的東西(盜版書)是容易識別。即使不是專利局的人也不是法官就判斷是否爲侵害產品。但是，難以判斷是否爲侵害專利權的東西。而且上面戶說的期間限產品也加上去的話，有帶給進口業者生出難以恢復的損失(富士通公司對三星電子公司，電漿電視的例子)。海關審慎地運用禁止進口措施就好了，一旦想好好地積極地去運用它的話，其禁止進口的制度還不是很完備，有戶謂地智慧財產權的專門性官員，但是與法官是不一樣地。原本不是法官的人與法官一樣擁有強力的武器做後盾，有濫用職權的不安。

2005年10月15日(金)台湾屏東縣の永達技術学院において「企業經營管理シンポジウム」(台湾政府教育支援事業)が開かれ、山梨学院の上條醇法学部教授と私が招待されました。私は、ゲストスピーカーとして、日本の知的財産法の概要を紹介し、その中で特に輸出入に係る「税関における知的財産権の保護」について、講演する予定で、以下の文章(詳細なレジュメ)を用意しました。また、予め、永達技術学院にレジュメを送って、当日配布できるように中国語への翻訳をお願いしました。翻訳者は、同学院の郭大成先生です。

残念ながら、私は体調不良で参加することができず、小野寺規夫法科大学院研究科長が代わりに出席し、講演は同レジュメを小野寺教授が解説するという方法で行われました。

同シンポジウムの参加者は、研究者(台湾南部の経営学を専攻する学者が中心)20名、大学院及び学部生70名、地元企業の経営者10名の約100名のことでした。